

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年3月29日規則第43号）

新	旧
<p>附 則 1～6 （略）</p> <p>7 附則別表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水指定物質ごとの許容限度についての規制基準は、<u>令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間は、改正後の別表第9の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p>8 （略） 附則別表 （略）</p>	<p>附 則 1～6 （略）</p> <p>7 附則別表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水指定物質ごとの許容限度についての規制基準は、<u>平成28年7月1日から平成31年6月30日までの間は、改正後の別表第9の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p>8 （略） 附則別表 （略）</p>